

# GS1 ヘルスケアジャパン協議会オープンセミナー2025 広げよう 活用の輪 –GS1 で紡ぐより良い医療–

【主催】GS1 ヘルスケアジャパン協議会

【開催場所】KFC Hall

【日時】2025 年 3 月 11 日 13:00~17:00

## プログラム・抄録集

---



# プログラム

プログラム ※プログラムは変更となる可能性がございます。		演者（敬称略）
11:30-13:00	受付開始/ブース見学	
13:00-13:10	開会挨拶	GS1 ヘルスケアジャパン協議会 会長/ 東京医療保健大学 学事顧問 <b>落合 慈之</b>
<b>講演</b>		
13:10-13:35	GS1 本部講演 ※日本語字幕予定	Vice-President Healthcare, GS1 Global Office <b>Géraldine Lissalde-Bonnet</b>
13:35-14:00	バーコード表示義務化と今後の展望について	厚生労働省 医薬局 医薬安全対策課 課長 <b>野村 由美子</b>
14:00-14:25	すすめよう！医療機器 GS1 バーコードの利 活用 ～ある医療機関での事例から～	愛知県がんセンター病院 医療安全管理部 医療機器管理室 臨床工学技士 <b>八瀬 文克</b>
14:25-14:45	休憩/協議会会員企業 PR スライド放映/ブース見学	
14:45-15:10	薬剤部における GS1 バーコード活用と 未来への展望	市立大津市民病院 医薬品情報管理室長 <b>山中 理</b>
15:10-15:35	透析現場における GS1 バーコードを活用した 認証システムの導入と医療安全の向上	ホスピーグループ腎透析事業部 臨床工学部 統括部長 新生会第一病院 <b>森實 篤司</b>
15:35-16:00	大型チェーン薬局における業務のロボット化と バーコード活用	イオンリテール株式会社 ・H&BC 本部 調剤部 開発 DX グループ システム担当 <b>新井 亮</b> ・西兵庫事業部 エリア薬剤師 <b>辻岡 真</b>
16:00-16:15	休憩/協議会会員企業 PR スライド放映/ブース見学	
<b>パネルディスカッション「活用の輪を広げるには？（仮）」</b>		
16:15-17:00	座長： 香川大学医学部地域医療再生医学講座 <b>臼杵 尚志</b>	登壇者（講演順）： <b>八瀬 文克、山中 理、森實 篤司、新井 亮、辻岡 真</b>
17:00	閉会	
17:00-17:30	ブース見学	

※上記記載の時間については、目安としてお考え下さい。

14:46 より、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災された方々に弔意を表し、黙とうを行います。  
このため、各講演の開始/終了時間に多少のずれが生じますことをあらかじめご了承ください。

# 各講演抄録

## バーコード表示義務化と今後の展望について

厚生労働省医薬局医薬安全対策課 課長  
野村 由美子

医薬品や医療機器に製品を特定するバーコードを表示することで、メーカーから医療機関までの物流の効率化、医療事務コストの削減につながるとともに、医療機関において取違えによる医療事故の防止や、トレーサビリティの確保により、医療安全の向上に寄与することが期待されている。

従来より、国内外で標準化バーコード表示、活用の取り組みが進められてきた。本邦では、2006年にバーコード表示の実施要領を通知し、GS1規格に基づくバーコード表示の普及・データベース登録を推進してきた。このような取り組みを踏まえ、バーコード表示・活用の更なる促進を図るため、令和元年の医薬品医療機器等法の改正により、包装表示へのトレーサビリティバーコードの表示を法律上の義務とし、令和4年12月から施行されている。

併せて、添付文書について電子的な方法による提供を正本とし、バーコードに添付文書情報を紐付けることで、一部の家庭用の医療機器等を除き、紙の添付文書の同梱原則を廃止するとともに、改訂された添付文書を即時に医療機関に提供する取り組みを令和3年8月1日から実施している。

更に、昨年10月31日の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、バーコードと製品情報を結びつける製品データベースへの情報登録の義務化について議論がなされた。

今後は医療機関においてバーコード利用事例を数多く共有し、利活用を均霑化していくことが重要である。

## すすめよう！医療機器 GS1 バーコードの利活用 ～ある医療機関での事例から～

愛知県がんセンター病院 医療安全管理部  
医療機器管理室 臨床工学技士  
八瀬 文克

医薬品・医療機器については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）において 2022 年 12 月 1 日より医薬品・医療機器への GS1 バーコードの表示が義務化された。1999 年に日本医療機器産業連合会より「医療材料商品コード・バーコード標準ガイドライン」が示され、その後、厚生労働省などから活用のための通知や提言などがあり、今日に至っている。

私の勤務していた施設では手術室や心臓カテーテル検査室で使用した医療材料のコスト入力や発注を行う業務を臨床工学技士が行っていた。これらは件数や数量が多く、入力に苦慮していた。2012 年頃、医療機器に GS1 バーコードが貼付されていることを知り、これを読み取ることで入力の手間の低減や正確に入力することが出来ると考え、表計算ソフトにてアプリケーションを作成した。これによりデータの入力、使用履歴の保存などが GS1 バーコードを読み取ることで行えるようになった。現在ではシリアル番号の管理も行えるようになっている。

これらアプリケーションの作成やデータの入力を行うなかで、バーコードがいくつも表示されている事や GTIN コードが医療機器データベースに登録されていないなど、GS1 バーコードを使用することの問題点が見えてきた。

GS1 バーコードを使用することで、安全かつ効率的な機器管理が可能となった。一方で、上記の問題もあるが、これらを解決していくことでさらに使用が進むものと考えられる。

## 薬剤部における GS1 バーコード活用と未来への展望

市立大津市民病院 医薬品情報管理室長

山中 理

医療用医薬品に GS1 バーコードが 100%印字されている現状を踏まえ、外的環境は整っていると言える。内的環境として必要なデバイスやソフトウェアは、昨今の調剤機器に標準装備されているバーコード認証機能により、導入後すぐに利用可能である。

ここで、管理の面からの利活用について考えてみたい。

厳密な管理が求められる医薬品には、麻薬、筋弛緩薬、向精神薬、特定生物由来製品が挙げられる。麻薬、筋弛緩薬、向精神薬は管理単位が 1 本単位であるにもかかわらず、調剤包装単位のバーコードは同一で識別が困難である。そのため、不正使用や紛失を防ぎ、1 本単位での厳密かつ効率的な在庫管理を行うためには、シリアル番号の貼付が必要と考えられる。

次に、特定生物由来製品については、投与履歴の帳簿作成および 20 年間の保存義務があるが、医療機関の廃業も少なくない現状を考慮する必要がある。現在、電子処方箋の普及により、調剤記録を用いた併用禁忌や重複投与のチェックが可能となった。このような環境下で、調剤済み処方箋（調剤結果）への特定生物由来製品のロット番号登録は、未知のウイルス発見時の迅速な患者連絡に寄与するのではないだろうか。

以上のことから、さらなるバーコードを活用した統合的な管理体制の構築は、医療安全の向上と業務の最適化に大きく貢献する。

## 透析現場における GS1 バーコードを活用した認証システムの導入と医療安全の向上

ホスピグループ腎透析事業部 臨床工学部 統括部長 新生会第一病院  
森實 篤司

透析現場における医療安全の確保は、患者の安全を守るための最重要課題である。特に透析業界においては、薬剤や材料に対する認証文化が未だに十分に確立されておらず、その結果としてヒューマンエラーによる医療事故のリスクが依然として存在する。この問題を解決すべく、我々は GS1 バーコードを活用した認証システムの導入を推進してきた。

透析現場においては、多数の患者に対して同時に対応する必要があるため、業務の効率性と安全性をいかに両立させるかが極めて重要である。従来の手順では、薬剤や材料の認証が業務負担の増大を招く恐れがあり、特に多人数の患者を対象とする透析治療ではその実施が困難であった。そこで我々は、GS1 バーコードを用いた認証システムを開発し、薬剤や材料の 3 点認証を効率的かつ確実に実行する体制を構築した。このシステムは、患者の安全を確保しつつ、現場での業務負担を大幅に軽減することに成功している。

本発表では、GS1 バーコードを用いた認証システムの導入経緯とその成果、さらに医療安全と業務効率化の両立をいかに達成したかについて詳細に論じる。本取り組みが透析現場の業務改善および医療安全の向上に寄与することを期待している。

## イオン薬局における調剤機器導入とGS1活用

イオンリテール株式会社

H&BC 本部 調剤部 開発 DX グループ システム担当

新井 亮

近畿カンパニーエリア薬剤師

辻岡 真

### I. 背景と目的

イオンリテール株式会社（以下、当社）では、273 のイオン薬局を運営している（2024 年 11 月 1 日現在）。調剤薬局を運営する上では、薬剤の取り違えによる健康被害、要配慮個人情報の漏洩等様々なリスクが存在しており、これらは薬局運営上致命的な事案になることもある事から未然に防ぐ取組が重要である。しかし、個人に頼った対策では平準化された対応ができず、また再発の恐れを拭うことはできないため、当社では全ての機器においてバーコードを活用し、上記リスクへの対策を行っている。

### II. 結果

GS1 バーコードによる確認作業を各作業工程に組み入れる事で調剤ミスの発生数およびリスク軽減、要配慮個人情報の漏洩減少に寄与している。

### III. 考察

当社では調剤業務の各工程において、GS1 バーコードをスキャンすることで薬剤が一致しているかの確認を行っている。また、4 年前から大型薬局に導入しているベクトン・ディッキンソン社製 BD-Rowa®では、調剤システムと NSIPS®（調剤システム処方 IF 共有仕様）連携し、自動入出庫、期限管理、在庫管理、トレーサビリティについて活用している。加えて、調剤システムから自社規格のバーコードを患者毎に出力・ハンディ端末でスキャンすることで、要配慮個人情報を間違いなく交付することも実施し、事故発生や要配慮個人情報漏洩防止に寄与していると考えられる。

### IV. 結語

本事例の共有により業態の大小を問わず GS1 バーコードの活用方法が広がる事を望む。